



12月定例議会

1億2千万余円の補正予算など 22議案を可決

議案

十二月定例町議会は、昭和五十二年一般会計予算一億二千六〇万五千円の補正予算などを含む、議案二十三件うち二十二件原案可決、請願、陳情六件を慎重に審議し、十

二月二十三日終了しました。また、二十二日の一般行政に対し、四名の議員が質問に立ち、「野球場のナイター施設」などについて、十一項目にわたりそれぞれ町長の施政を正しました。議案内容の要旨は、次のとおりです。

- 一、専決処分の承認を求めることについて
 - 土木費三千七〇万円を専決処分したため、議会の承認を求め、五十二年一般会計歳入歳出合計を二億二千八百七十七千円に
- 一、新潟県町村人事務組合を組織する地方公共団体の数の増加および規約の変更について
 - 中頸城郡吉川町が組合へ加入したため
- 一、黒埼町総合体育館設置及び管理条例の制定
 - 総合体育館の建設に伴い、管理運営に関し、条例を制定、十三条の項目からなり、使用の承認、使用料などを決定
- 一、町道路線の認定
 - 公共性の大きい町道十路線を町道として認定
- 一、昭和五十二年一般会計補正(第五回)
 - 昭和三十九年九千円を増額し、歳入、歳出の総額を二億四九五万六千円に
 - 一、昭和五十二年国民健康保険特別会計補正予算(第一回)
 - 歳出予算保険給付費二百万円を予備費から組みかえたもの。
 - 一、昭和五十二年水道事業会計補正予算(第一回)
 - 建設改良積立金四二〇万三千円を七十七万八千円に改めたもの。
 - 一、昭和五十一年度一般会計歳入歳出決算認定
 - 歳入二〇億二〇三万六千円、歳出一九億四千九百六十二千円で五千〇七万三千円の繰越し
 - 一、昭和五十一年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
 - 歳入四億九百五十二万八千八百五十四円、歳出三億七千八百八十四千七百四十二円、二千三百六十八千一四三円を繰越す。
 - 一、特別職の給与並びに旅費に関する条例の一部改正
 - 町長等、特別職の給与や旅費などが引き上げ
 - 一、町職員給与に引上げられ、報酬額及び費用弁償並びに、その支給方法及び地方自治法第二百七条による実費弁償に関する条例(昭和三十年七月一日条例第二号)の一部を改正
 - 選挙管理委員(月額)一〇万円
 - 教育委員(月額)一万四千元
 - 保育所運営委員(月額)二万三千円など
 - 一、町職員の給与に関する条例の一部改正
 - 大学卒(初任給)八万八千円
 - 高校卒(初任給)七万二千八〇〇円
 - ほか、扶養手当、通勤手当、住居手当などが引上げ
 - 一、町職員の育児休業に係る給与等に関する条例の一部改正
 - 地方公務員への育児休業給が新設され、育児休業の許可を受けた職員に対し、地方公務員等共済組合法に基づいて、休業給が支給

○次ページから

第六回

- 一、一億二千六〇万五千円を補正し歳入、歳出を、一三億二千五百六十二千円に
- 一、五十二年国民健康保険特別会計補正予算(第二回)
 - 七〇七万九千円を減額し、歳入歳出を、四億七千二百三十三千円に
- 一、町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正
 - 一般職員の給与改定に伴って、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正され、住居手当五千円が六千円に
- 一、五十二年水道事業会計補正予算(第二回)
 - 五十二年度ガス事業会計補正予算(第三回)
 - 五十二年度農業共済事業特別会計補正予算(第一回)
 - 特別委員会委員の定数の変更及び委員の選任

(定数十名に)

一、町水道条例の一部改正

●水道料金等の値上げ

(継続審議)

陳情・請願

- 電車軌道脇(大野八区、新田町)の下水道整備に関する陳情(不採択)
- 町道の認定並びに舗装に関する請願(諏訪町裏、竹中洋裁教室)

(採択)

前の道路など)

●水田利用再編対策に関する請願

(採択)

- 九月定例議会で継続審議となっていた山田・立仏・柳作・善久に関する町道の認定(採択)
- 町道木場湯端線の改修について請願(採択)
 - 北陸高速自動車道と上越新幹線に挟まれた木場地区の移転補償早期実現のための請願(継続審議)

農耕用軽油の免税証を交付します



交付についてお知らせ例年のとおり、巻財務務所では、農耕用耕うん機に使用する軽油の免税証を、左記の日程により交付しますのでお知らせします。

- 当日申請出来ない人は、巻財務務所にて3月4日、4月22日までの毎週土曜日午前9時、午前11時30分まで行います。
- (2)免税申請当日、持参するもの。イ、新規申請の人。○市町村長又は農業委員会の発

「検察審査会の活用」

泣き寝入りせず申立てを交通事故、その他の犯罪で、犯人を処罰するには、裁判所の裁判によらなければなりません。裁判所に犯人の処罰を求めるとは、検察官の仕事です。これを起訴といいますが、しかし、検察官の判断で起訴しないものもあります。これを不起訴といいますが、犯罰の被害者で、この不起訴処分不服の方は、検察審査会に審査の申立てができます。

新潟市学校町通の一 検察審査会事務局 22-141-131番

○印かん 二、耕作の委託を受ける人。前述の書類に加えて、次の書類を持参してください。

- 委託者の耕作証明書
- 農作業の委託を承諾している書面この書類が必要な人は役場に有ります。

※日程表

2月16日、木場、板井、黒鳥、2月17日、金巻、鳥原新地、鳥原本村、柳作、立仏、寺地、善久、山田、小平方、鳥原新田、結立、北場

不明の点がありましたら、巻財務務所又は役場税務課おたずねください。